

平成 2 3 年 度

宗 像 市 教 育 委 員 会  
点 検 ・ 評 価 報 告 書

平成 2 4 年 1 1 月

宗像市教育委員会

## 目 次

はじめに .....	1
1 教育委員会の活動について .....	2
(1) 教育委員会会議の開催状況 .....	2
(2) 教育委員会会議での審議状況 .....	2
(3) 教育委員会活動の概要 .....	8
(4) 教育委員会に関わるその他の活動 .....	9
2 点検評価について .....	10
(1) 教育評価委員会開催概要 .....	10
(2) 評価作業 .....	11
(3) 教育評価委員名簿 .....	11
(4) 評価基準 .....	11
(5) 対象事業の選定 .....	12
(6) 教育評価委員会による点検評価の総括 .....	13
(7) 点検評価結果及び対応方針 .....	14

## はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表し、また、点検及び評価を行うに当たっては教育に関して学識経験を有する者の知見の活用を図ることとなっています。

宗像市教育委員会では、法の趣旨に則り、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくために、教育委員会の事務事業について点検及び評価を実施しました。

### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 1 教育委員会の活動について

### (1) 教育委員会会議の開催状況

教育委員会会議については、原則として毎月1回「定例教育委員会」を、また必要に応じて臨時教育委員会を開催しています。平成23年度については、会議を合計15回開催しました。

- ①定例教育委員会・・・12回
- ②臨時教育委員会・・・3回

### (2) 教育委員会会議での審議状況

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条に定める職務について、同法第26条及び「宗像市教育委員会事務委任規則」の規程等に基づき、平成23年度は合計48件について審議しました。

- ①教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針 17件
- ②教育委員会規則の制定及び改廃 12件
- ③職員（教職員を含む）の人事に関する事 4件
- ④法令又は条例に定めのある附属機関の委員の委嘱 10件
- ⑤教科書の採択に関する事 2件
- ⑥その他 3件

## 平成23年度 教育委員会審議案件等一覧表

### ①審議案件

議案番号	議案名	開催
1	宗像市民図書館協議会委員の選任（案）について	4月定例
2	宗像市幼児教育審議会委員の選任（案）について	〃
3	宗像市体育指導委員の選任（案）について	〃
4	宗像市学校給食審議会委員の選任（案）について	〃
5	宗像市少年少女海外派遣使節団選考要領（案）の制定について	〃
6	宗像市少年少女海外派遣使節団選考委員の選任（案）について	〃
7	宗像市少年少女海外派遣研修事業派遣指導員選考基準の一部改正について	〃
8	宗像市少年少女海外派遣研修事業派遣指導員の選任について	〃
9	平成24年度使用中学校教科用図書採択に係る教科用図書第3地区採択協議会委員の選任について	〃
10	宗像市立玄海小学校・玄海中学校施設一体型小中一貫校開校基本コンセプト「一次案」について	〃
11	平成23年度宗像市少年少女海外派遣研修事業の実施について	4月臨時
12	宗像市教育委員会教育委員長の選挙について	5月定例

議案番号	議案名	開催
13	宗像市教育委員会教育委員長職務代理者の指定について	5月定例
14	宗像市教育委員会教育長の任命について	〃
15	宗像市就学指導委員会委員の選任（案）について	〃
16	宗像市青少年センター運営審議会委員の選任（案）について	〃
17	宗像市学校図書館推進協議会委員の選任（案）について	〃
18	宗像市教育評価委員会の提言（平成21年度分）に係る改善等について（案）	6月定例
19	平成24年度使用第3地区中学校教科用図書の採択について	7月臨時
20	宗像市幼児教育振興プログラムの策定について（諮問）	8月定例
21	宗像市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について	9月定例
22	スポーツ基本法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	〃
23	宗像市郷土文化学習交流館条例（案）について	10月定例
24	宗像市郷土文化学習交流館条例施行規則（案）について	〃
25	宗像市幼児振興プログラム（案）について	〃
26	宗像市体育施設条例の一部を改正する条例（案）について	11月定例
27	宗像市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則（案）について	〃
28	宗像市行政組織規則の一部を改正する規則（案）について	〃
29	宗像市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則（案）について	〃
30	宗像市民図書館運営計画後期計画（案）について	〃
31	宗像市就学指導委員会委員の選任（案）について	〃
32	平成24年度全国学力・学習状況調査の実施について	12月定例
33	平成24年度教育施政方針（案）について	1月定例
34	宗像市教育21世紀プラン2012（案）について	〃
35	国史跡桜京古墳整備基本計画（案）の策定について	〃
36	宗像市民図書館条例の一部を改正する条例（案）について	〃
37	宗像市民図書館協議会委員の選任（案）について	〃
38	宗像市青少年センター運営審議会委員の選任（案）について	〃
39	宗像市教育委員会研究指定・委嘱校の研究期間延長について	〃
40	宗像市小中一貫教育の基本方針について	〃
41	宗像市立玄海中学校の今後の対応等について	1月臨時
42	宗像市立玄海中学校長の人事異動について	〃
43	宗像市教育委員会公印規則及び宗像市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則（案）について	2月定例
44	宗像市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（案）について	〃
45	宗像市立小中学校管理規則の一部を改正する規則（案）について	〃

議案番号	議案名	開催
46	宗像市立小中学校教職員の人事異動について	3月定例
47	宗像市教育委員会事務局の指導主事の割愛について	〃
48	宗像市教育委員会事務局員の人事異動について	〃

## ②協議案件

協議番号	協議名	開催
1	生涯学習推進プランの見直しについて	7月定例
2	平成24年度教育施政方針大綱（案）について	12月定例
3	平成24年度予算要求概要について	〃
4	宗像市少年少女海外派遣研修事業の検証について	〃
5	平成23年度宗像市教育委員会研修事業評価と次年度の方向性について	〃
6	平成22年度実施事業点検・評価報告に伴う今後の対応（案）について	1月定例

## ③報告案件

報告番号	報告名	開催
1	行政報告	4月定例
2	後援報告	〃
3	国史跡田熊石畑遺跡整備基本計画（案）の市民意見提出手続きによる意見について	〃
4	平成23年度学校医等の委嘱について	〃
5	平成23年度小中学校校長・教頭名簿及び市費職員配置について	〃
6	平成23年4月12日現在の児童・生徒数等について	〃
7	平成23年度宗像地区教育力向上推進会議の内容について	〃
8	平成23年度宗像市立小・中学校共通課題と指導の重点について	〃
9	小中一貫教育について	〃
10	行政報告	5月定例
11	後援報告	〃
12	福祉教育の報告について	〃
13	宗像市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について	
14	宗像市民図書館運営計画の見直しについて	〃
15	第6回宗像市図書館を使った調べる学習コンクールについて	〃
16	平成23年度学校訪問の日程について	〃
17	ワクワクWORK実施要領について	〃
18	定期監査の結果について	〃
19	学校の日訪問割について	〃

報告番号	報告名	開催
20	学校の日における道徳の時間、学級活動日程表について	5月定例
21	5月学校の日について	〃
22	標準学級数に関する調査（平成23年5月1日）による児童生徒・学級数について	〃
23	子どもたちを育てる教育環境と行政の支援	〃
24	小中一貫教育について	〃
25	宗像市次世代育成支援対策審議会委員の選任について	〃
26	行政報告	6月定例
27	後援報告	〃
28	宗像市発達支援センター及び特別支援教育の概要	〃
29	平成23年度全国学力・学習状況調査について	〃
30	宗像市自治公民館建築補助金交付要綱の一部改正について	〃
31	市民図書館に関する市民及び来館者の意識調査について	〃
32	郷土文化学習交流施設愛称募集要綱について	〃
33	宗像市地域学芸員養成講座について	〃
34	6月学校の日	〃
35	小中一貫教育について	〃
36	行政報告	7月定例
37	後援報告	〃
38	宗像市文化芸術活動補助金交付決定（1次）団体について	〃
39	宗像市内の小学校4年生を対象とした芸術鑑賞事業の参加状況について	〃
40	7月学校の日について	〃
41	小中一貫教育について	〃
42	学校訪問について	〃
43	行政報告	8月定例
44	後援報告	〃
45	宗像市市民活動推進プラン（仮称）について（諮問）	〃
46	宗像市立日の里西小学校教室の借用について	〃
47	郷土文化学習交流施設整備実施設計について	〃
48	宗像市青少年センター施設の管理及び運営状況について	〃
49	中学生職場体験事業（ワクワクWORK）の受入事業所について	〃
50	小中一貫教育について	〃
51	行政報告	9月定例
52	後援報告	〃
53	宗像市教育委員会教育長専決規程の一部を改正する訓令	〃

報告番号	報告名	開催
54	宗像市子ども基本条例（案）について	9月定例
55	平成23年度全体研修・教育講演会アンケート集計結果について	〃
56	9月学校の日	〃
57	小中一貫教育について	〃
58	行政報告	10月定例
59	後援報告	〃
60	平成22年度宗像市教育委員会主要事業成果報告について	〃
61	平成23年度宗像市教育委員会主要事業中間報告について	〃
62	宗像市学校給食費未納対応マニュアル（案）について	〃
63	宗像市文化芸術活動事業補助金の採択について	〃
64	平成24年度宗像市立学校の児童生徒数及び学級数（推計）について	〃
65	宗像市民図書館中央館2階の臨時休館について	〃
66	10月学校の日	〃
67	小中一貫教育について	〃
68	行政報告	11月定例
69	後援報告	〃
70	宗像市立玄海小学校改築に伴う学校用地の編入について	〃
71	平成24年度宗像市教育委員会研究指定・委嘱校事業要項の一部改正について	〃
72	平成23年度宗像市教育委員会主要事業中間報告について	〃
73	第6回宗像市図書館を使った調べる学習コンクール審査講評及び入賞作品について	〃
74	宗像市民図書館須恵分館（仮施設）の臨時休館について	〃
75	平成23年度先端科学技術体験合宿表彰式・研究発表会について	〃
76	平成23年度優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰について	〃
77	むなかた市民学習ネットワーク有志指導者の認定・更新について	〃
78	定期監査の結果について	〃
79	11月学校の日について	〃
80	小中一貫教育について	〃
81	行政報告	12月定例
82	後援報告	〃
83	平成23年度宗像市教育委員会主要事業中間報告について	〃
84	宗像市渡船通学定期券購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示について	〃

報告番号	報告名	開催
85	宗像市離島市立学校児童生徒の試合等に係る渡船使用料補助金交付要綱の一部を改正する告示について	12月定例
86	宗像市立学校児童生徒の体育大会等参加費用の補助に関する要綱の一部を改正する告示について	〃
87	福岡県における学力・学習状況調査及び福岡県学力実態調査の結果について	〃
88	宗像市語学指導員（ALT）等人材派遣業務委託業者選考委員会設置要綱の制定について	〃
89	宗像市立小・中学校全校統一学力テスト業務委託業者選考委員会設置要綱の制定について	〃
90	宗像市立玄海中学校用地への編入について	〃
91	宗像市立自由ヶ丘中学校東側法面改修工事の概要について	〃
92	平成23年度宗像市成人式について	〃
93	第55回福岡県民体育大会・冬季大会（兼第60回郡市対抗駅伝競走大会）の開催について	〃
94	「大きなクスの木の下で」美術館展の開催について	〃
95	宗像市郷土文化学習交流館の愛称決定について	〃
96	12月学校の日	〃
97	学校訪問について	〃
98	行政報告	1月定例
99	後援報告	〃
100	国史跡田熊石畑遺跡整備基本設計の策定について	〃
101	宗像市子ども基本条例の基本的な考え方（最終答申書）について	〃
102	宗像市学校給食費未納対応マニュアルについて	〃
103	宗像市少年少女海外派遣研修事業委託業務審査委員会設置要領の制定について	〃
104	宗像地区教育実践研究表彰式及び宗像市教育センター研究員・福津市教育研究所員合同研究発表会要項について	〃
105	平成24年度宗像市教育委員会学校改善訪問実施要項・福岡教育事務所学校改善訪問実施要項（案）	〃
106	宗像市幼児教育振興プログラムのパブリックコメントの結果について	〃
107	行政報告	2月定例
108	後援報告	〃
109	平成23年度宗像市立小中学校の共通課題と指導の重点にかかる成果と課題	〃
110	市民活動推進プラン（仮称）策定スケジュールの変更について	〃

報告番号	報告名	開催
111	宗像市立小中学校の体力テストの結果について	2月定例
112	市民意見提出手続（パブリック・コメント）の実施結果について	〃
113	平成23年度宗像市立小中学校卒業式及び平成24年度宗像市立小中学校入学式への出席について	〃
114	平成23年度インフルエンザ様疾患の発生に伴う学校（学年・学級）閉鎖状況について	〃
115	平成24年度宗像市立学校の児童生徒・学級（推計）について	〃
116	2月学校の日について	〃
117	行政報告	3月定例
118	後援報告	〃
119	宗像市民図書館の運営に関する要綱の一部改正について	〃
120	宗像市立小中学校防犯カメラシステムの概要について	〃
121	宗像市立河東小学校校舎の一部使用について	〃
122	平成24年度全国・九州・福岡県連絡協議会等会議・研修会一覧について	〃
123	平成24年度定例教育委員会日程表の一部変更について	〃
124	平成24年度小中学校行事予定表について	〃
125	平成24年度宗像市立学校の児童生徒・学級数（推計）について	〃
126	3月学校の日について	〃

### （3）教育委員会活動の概要

教育委員は、会議への出席以外に、学校改善訪問、学校の日、各種行事等にも積極的に参加しました。

#### ①学校改善訪問

##### ○福岡教育事務所訪問

目的 ・学校や地域の実情に即した教育課程の編成・実施及び校務運営等について指導・助言を行い、公教育としての教育水準の維持向上を図る。  
 ・学校の教育課程及び経営課題等に応じて指導・助言を行い、各学校の教育活動の充実を図る。

訪問日 6月2日（木）、6月8日（水）、6月16日（木）、6月24日（金）  
 6月27日（月）、6月29日（水）、6月30日（木）

訪問先 玄海東小学校、河東中学校、玄海小学校、河東西小学校、河東小学校、  
 玄海中学校、地島小学校

参加者 福岡県教育庁福岡教育事務所、宗像市教育委員、宗像市教育委員会事務局

##### ○宗像市教育委員会訪問

目的 ・1、2学期の訪問によって、重点目標の達成状況を確認するとともに、重点目標に即した教育課程の編成・実施及び校務運営等について協議及び指

導助言を行い、教育活動の推進を図る。

訪問日 6月9日(木)、6月28日(火)、7月5日(火)、9月8日(木)、  
9月15日(木)、9月30日(金)、10月4日(火)、10月18日(火)、  
10月24日(月)、11月1日(火)、11月8日(火)、11月15日(火)、  
11月16日(水)、11月18日(金)

訪問先 城山中学校、自由ヶ丘南小学校、自由ヶ丘中学校、大島小・中学校  
赤間西小学校、東郷小学校、中央中学校、日の里東小学校、日の里中学校、  
日の里西小学校、南郷小学校、自由ヶ丘小学校、赤間小学校、吉武小学校

参加者 宗像市教育委員、宗像市教育委員会事務局

## ②研修会

- ・福岡県市町村教育委員会連絡協議会教育委員長研修会（福岡市）
- ・福岡県市町村教育委員会連絡協議会新任教育委員・新任教育長研修会（福岡市）
- ・福岡教育事務所管内市町教育委員会教育委員人権教育研修会（福岡市）
- ・宗像地区教育関係者合同研修会（福岡教育大学）
- ・九州地区教育委員研修会（熊本市）
- ・市町村教育委員会研究協議会（第2ブロック）（鹿児島市）
- ・宗像市教育委員研修会（太宰府市・小郡市）

## （４） 教育委員会に関わるその他の活動（教育委員が出席した活動等）

月	宗像市における各種行事・大会等
4月	・小中学校入学式・臨時議会
5月	・学校の日・小学校運動会・中学校体育祭
6月	・市議会6月定例会（本会議、一般質問）・学校の日
7月	・学校の日・同和問題啓発強調月間街頭啓発・人権啓発映画
8月	・教育講演会
9月	・市議会9月定例会（本会議、一般質問）・学校の日・小学校運動会・市戦没者追悼式
10月	・学校の日・研究発表の日・小学校運動会・中学校体育祭
11月	・学校の日・へき地研究発表会・調べる学習コンクール表彰式・県中学校美術教育研究大会筑前大会
12月	・市議会12月定例会（本会議、一般質問）・学校の日・人権街頭啓発及び人権講演会
1月	・成人式・宗像地区人権同和教育実践交流会
2月	・学校の日・宗像地区教育実践研究表彰式合同発表会
3月	・学校の日・市議会3月定例会（本会議、一般質問）・小中学校卒業式

## 2 点検評価について

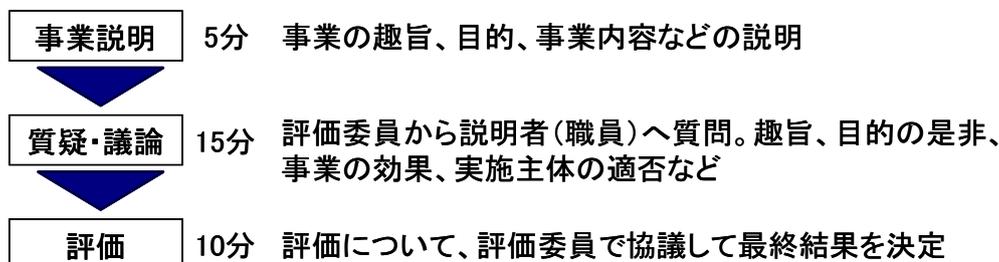
### (1) 教育評価委員会開催概要

点検及び評価にあたっては、事業については、そもそも必要な事業であるのか、実施方法が効率的、効果的であるのかの観点から、学識経験者等の外部の専門家の視点で改善点の指摘や提案を受けるために、教育評価委員会を以下のとおり開催し、様々な意見をいただきました。

会議	開催日	議題
第1回教育評価委員会	平成24年7月2日	○委員長、副委員長の選任について ○平成23年度点検・評価の進め方について ○平成23年度点検・評価対象事業について
第2回教育評価委員会	平成24年8月1日	○点検・評価 ①文化財施設等維持管理事業 ②小学生宿泊体験事業 ③就学援助事業 ④高校奨学金事業
第3回教育評価委員会	平成24年8月27日	○点検・評価 ⑤公民館支援事業 ⑥学校給食施設更新事業 ⑦教育振興事務 ⑧人権教育事務
第4回教育評価委員会	平成24年9月20日	○点検・評価 ⑨総合型地域スポーツクラブ設立支援事業 ⑩学校運営事務 ⑪学校施設管理事業 ⑫学校情報化事業
第5回教育評価委員会	平成24年11月6日	○点検・評価報告書について

## (2) 評価作業

評価作業は、教育評価委員 6 名により、担当職員による事業説明、質疑・応答、評価委員の協議による評価の決定までを 1 事業 30 分で行いました。



## (3) 教育評価委員名簿

(敬称略)

区分	職名	氏名	備考
知識経験を有する者	委員長	堺 正之	福岡教育大学教授
	副委員長	井上 豊久	福岡教育大学教授
	委員	高橋 清美	日本赤十字九州国際看護大学准教授
	委員	釜瀬 計	福津市立神興幼稚園園長
その他教育委員会が必要と認めた者	委員	東 博子	宗像市市民参画等推進審議会副会長
	委員	南 博	北九州市立大学都市政策研究所准教授

## (4) 評価基準

評価は、「廃止」「要改善」「現行どおり」「拡充」の中から選択するものとし、それぞれの評価基準は以下のとおりとしました。

### ①廃止

- ・事業の実施に妥当性がない
- ・事業の目的を達成する手段としては、不適當である
- ・事業を実施しても目的とする効果が認められない
- ・目的や求める効果が、他の事業と重複している
- ・税金を使って行うべきでなく、サービスの受益者の負担とするべきである

### ②要改善

- ・事業内容を見直して実施すべきである
- ・事業規模を縮小して実施すべきである

- ・自主財源の確保のために努力を行うべきである
- ・事業の実施についての期限を定めるべきである
- ・事業の効率化を行うべきである
- ・執行の体制や手法を見直すべきである

③現行どおり

- ・現行どおりの内容で実施すべきである

④拡充

- ・効果が高いなどのため、拡充して実施すべきである

(5) 対象事業の選定

評価の対象とした事業は、平成 23 年度実施事業の中から、実施について市に裁量のない事業、施設整備に関する事業、昨年度までに点検評価を行った事業、数年以内に廃止することを予定している事業を除いた 21 事業の中から、教育評価委員が 12 事業を選定しました。

番号	事業名
1	文化財施設等維持管理事業
2	小学生宿泊体験事業
3	就学援助事業
4	高校奨学金事業
5	公民館支援事業
6	学校給食施設更新事業
7	教育振興事務
8	人権教育事務
9	総合型地域スポーツクラブ設立支援事業
10	学校運営事務
11	学校施設管理事業
12	学校情報化事業

## (6) 教育評価委員会による点検評価の総括

当委員会では、宗像市教育委員会事務局から提出された事業シート及び根拠資料に基づき、評価対象となった12事業について、ヒアリング等を含め5回にわたる審議を通して各事業の達成状況を確認し、点検・評価を行ってきました。

今年は、他県の「いじめ」問題に対する学校や教育委員会の対応等が例年にも増して人々の関心を集めました。いうまでもなく、このような問題に対して、教育委員会には細やかで、機に応じた対応が求められます。

一方で、教育委員会の事務には、幼児教育、学校教育、社会教育に関する施設・設備の改修・更新という何十年というサイクルの見通しをもって取り組まねばならない内容や、国の施策を反映して新しい分野を切り開いてゆく内容もあります。

これら多岐に亘る取組を一様の基準で評価することには、困難がつきまとうものです。そのため、当委員会では6名の委員が事業シートの記載事項や根拠資料をもとにそれぞれの視点から評価したうえで、意見交換を行い、できるだけ一致した評価結果となることを目指しました。評価コメントはそのようなプロセスから生まれたものであり、評価結果と併せて考慮いただきたいと思えます。

宗像市では先進的かつ積極的な事業展開が多く行われており、これらについては高く評価されるべきものと考えます。しかしながら、限られた資源を活用して効果を上げるという視点から、事業の必要性や有効性、あるいは費用対効果もふまえた上で、課題や改善点について言及した箇所もあります。

当委員会による評価結果及び評価コメントの趣旨が尊重され、宗像市の教育の一層の充実につながることを期待します。

## (7) 点検評価結果及び対応方針

教育評価委員による点検評価及び点検評価結果を受けて、どのような改善が可能であるか担当課において検討した結果は下表のとおりです。なお、対応方針は、以下の分類から選択しています。

### ①現行どおり事業を実施する。

点検・評価のコメント等に関する改善点について、今後、検討を進めていくため、具体的な改善内容や時期が未定なもの。

### ②一部改善して事業を実施する。

点検・評価のコメント等に関する改善点の検討が終わり、具体的に反映させる改善内容とその実施時期が明確なもの。

### ③抜本的な見直しを実施する。

事業の廃止も含めて、事業内容の大幅な見直しを行うもの。

番号	事業名	点検・評価結果	対応方針
1	文化財施設等維持管理事業	現行どおり	一部改善して事業を実施する。
2	小学生宿泊体験事業	現行どおり	現行どおり事業を実施する。
3	就学援助事業	現行どおり	現行どおり事業を実施する。
4	高校奨学金事業	現行どおり	現行どおり事業を実施する。
5	公民館支援事業	要改善	一部改善して事業を実施する。
6	学校給食施設更新事業	現行どおり	現行どおり事業を実施する。
7	教育振興事務	現行どおり	現行どおり事業を実施する。
8	人権教育事務	現行どおり	現行どおり事業を実施する。
9	総合型地域スポーツクラブ設立支援事業	現行どおり	現行どおり事業を実施する。
10	学校運営事務	現行どおり	現行どおり事業を実施する。
11	学校施設管理事業	現行どおり	現行どおり事業を実施する。
12	学校情報化事業	現行どおり	現行どおり事業を実施する。

番号	1	事業名	文化財施設等維持管理事業	所管課	郷土文化学習交流課
事業概要	対象	市域の史跡等文化遺産			
	目的	文化遺産の継承と「ふるさと宗像」を愛する市民の郷土意識の醸成を図るため、収蔵資料を史跡や地域施設での講座資料として活用できるように整理及び整備を行う。			
	事業内容 (手法・手段など)	調査において出土した埋蔵文化財や寄贈された民俗資料の維持・管理を行なう文化財収蔵施設の管理運営及び市内の史跡の維持管理を行う。また、収蔵資料を広く公開するため、土器の復元や資料整理を行う。			
評価結果	現行どおり				
評価コメント					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財収蔵施設の賃料について、特別の設備等を有しない現在の施設に対する賃料(315,000円/月)が妥当かどうか判断が難しい。次の契約更改に際しては、賃料の妥当性や、代替施設(より条件の良い施設)の有無等について十分な検討が必要であると考えます。</li> <li>・海の道むなかた館の博物館機能を充実させ、収蔵庫との一体的な運用を検討する必要がある。</li> <li>・海の道むなかた館での文化財の展示を充実させるために、貴重な文化財の整理や収蔵品台帳の整理を早急に進めていく必要がある。</li> <li>・文化財収蔵施設は、現在はプレハブ平屋であるが、今後長期的に安全に収蔵できるのか、検討する必要がある。</li> <li>・維持管理の対象となっている史跡は、どれも貴重なものであり、管理費用も妥当であると考えられるが、地元と協働での管理について、検討する必要がある。</li> </ul>					
対応方針					
<p>一部改善して事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の石丸倉庫の賃料(315,000円/月)は、国道と隣接する倉庫としては妥当と判断し、また、池田収蔵庫(375,000円/月)(平成13年度～平成21年度)より安価であったことから現在の収蔵庫に決定した。次の契約更改に際しては、賃料の妥当性や、代替施設(より条件の良い施設)の有無等について十分に検討したい。</li> <li>・海の道むなかた館の1月の企画展示に収蔵庫所蔵の民具を活用し、暮らしに関する展示を実施する予定であり、今後も、収蔵庫内資料を順次活用し、収蔵庫との一体的な運用を図りたい。</li> <li>・海の道むなかた館での文化財の展示を充実させるために、現在、文化財整理及び収蔵品台帳作成中である。</li> <li>・国史跡田熊石畑遺跡では、維持管理も含め、地元と協働での管理について検討中である。</li> </ul>					

番号	2	事業名	小学生宿泊体験事業	所管課	教育政策課
事業概要	対象	市内小学生及び家庭・学校・地域			
	目的	小学生が宿泊体験活動を通じて異学年での共同生活や学習活動を行い、地域住民・保護者や学生と関わる力や集団生活マナー、基本的な生活習慣の習得を目指す。			
	事業内容 (手法・手段など)	集団宿泊活動を通じて、児童・生徒の自主性や規範意識の醸成及び小中一貫教育の推進に資する活動で、宗像市内の宿泊施設を利用して学校が行う下記のいずれかに該当する事業に対して奨励のために経費補助を行う。 ・同じ中学校区内の学校の児童・生徒が共同で行う宿泊学習事業 ・異学年の児童・生徒が共同で行う宿泊学習事業			
評価結果	現行どおり				
評価コメント					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の特色をいかしつつも、この事業の異学年共同という本来の教育的効果が発揮されるよう教育委員会の指導的な関わりが必要だと考えられる。</li> <li>・この事業は、子どもたちにとって良き生活体験を得る場となっているため、現行どおり続けていくべきである。</li> <li>・事業には意義が認められ、児童一人当たりのコストも妥当であると考えられるが、宿泊の日程延長については、その妥当性、必要性についての一層の検討が必要である。</li> <li>・中学校区、異年齢との交流も大切であるが、宗像市民として中学校区を越えての交流や小規模校と大規模校との交流などもっと多くの人たちと活動する機会とすることも検討してはどうか。</li> </ul>					
対応方針					
<p>現行どおり事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業については、現行どおり実施する。</li> <li>・教育委員会の指導的な関わりとしては、学校が事前に提出する事業計画書の内容を、学校の自主性、特色に配慮しつつ、他校の内容などで参考になるもの等を引き合いに出しながら、より効果的な活動になるよう助言を行なう。</li> <li>・宿泊の日程延長については、予算確保が前提となることから、日程延長の必要性について妥当な理由が確認できない限りは現行どおりとする。</li> <li>・小中一貫教育の推進が事業の背景にあるので、今後も同じ中学校区の小学校間の交流を主体とした事業とする。よって、中学校区を越えての交流等は現時点では考えていない。</li> </ul>					

番号	3	事業名	就学援助事業	所管課	教育政策課
事業概要	対象	宗像市立小・中学校に在学する児童生徒のうち、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者			
	目的	宗像市立小・中学校に在学する児童生徒のうち、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施を図る。			
	事業内容 (手法・手段など)	<p>経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助費を給付する。</p> <p>○支給の対象となる者</p> <p>①生活保護法第6条第2項に規定する要保護者(要保護者については、修学旅行費のみを支給)</p> <p>②要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者(当該年度の生活保護基準に対する受給者と生計同一の扶養義務者の合計所得金額の倍率、通常学級 1.2倍以下、特別支援学級 2.5倍以下)</p> <p>○就学援助費の給付項目等 ① 給食費、② 学用品費、③ 通学用品費、④ 校外活動費、⑤ 新入学児童生徒学用品費、⑥ 修学旅行費、⑦ 医療費</p> <p>※金額は学年によって差異あり。修学旅行費、医療費は実費。※特別支援学級在籍児童生徒に対する給付および要保護者に対する修学旅行費の給付については国庫補助の対象。</p>			
評価結果	現行どおり				
評価コメント					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準や単価について、他と比較しても厳しい設定がしており、支給方法についても工夫が認められ、合理的である。</li> <li>・確認・給付管理を正確に行うための体制を整備する必要がある。</li> <li>・制度の周知も丁寧になされており、今後も申請者にとって無用の負担が生じないよう配慮をすべきである。</li> <li>・近年の経済状況やひとり親家庭の増加を考えると、この制度を必要とする保護者は増えると予想されるので、義務教育の保障のために所要額は措置する必要がある。</li> </ul>					
対応方針					
<p>現行どおり事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準や単価、支給方法等は、引き続き、現行どおり実施したい。また、制度の周知も引き続き、全児童生徒に対して学校を通じて案内文書を配布する他、前年度申請者へのダイレクトメール等で制度を知らなかったことによる申請漏れが出ないように努める。</li> <li>・今後も今までどおり給付などの事務処理については、十分な確認作業を行いながら迅速、的確な処理に努めるが、確認・給付管理を正確に行うために支給処理の専用ソフトウェアの導入を検討したい。</li> <li>・給付費用の予算措置については、前年度実績をベースに所要額の確保に努める。</li> </ul>					

番号	4	事業名	高校奨学金事業	所管課	教育政策課
事業概要	対象	高等学校又は、高等専門学校に在学する生徒のうち、経済的な理由により修学困難な者の保護者			
	目的	高等学校等に在学する生徒のうち、経済的理由により修学困難な者に対して、宗像市高等学校等奨学金を支給し、もって有用な人材を育成する。			
	事業内容 (手法・手段など)	<p>高校学校等に在学する生徒のうち、経済的な理由により修学困難な者の保護者に奨学金を給付する。</p> <p>○支給要件: 生徒及びその保護者が次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>①生徒及び保護者が市内に住所を有すること。ただし、生徒が遠隔地の高等学校等に通学するため、市内外に住所を有する場合を除く。 ②生徒の属する世帯が次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>ア生活保護法の規定による保護を受けている世帯 イ世帯の所得金額の合計が生活保護法による保護の基準額の120/100を超えない世帯</p> <p>③独立行政法人日本学生支援機構その他団体から同種の奨学金の支給を受けていないこと。④生徒の年齢が、申請年度の4月1日において20歳未満であること。</p> <p>○支給額(月額) ・公立 8,000円、 私立 16,000円【平成20年度改正】※返還は要しない。(19年度までは 公立11,000円、私立26,000円)</p>			
評価結果	現行どおり				
評価コメント					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認や給付管理を正確にかつ迅速に行うための体制を整備する必要がある。</li> <li>・必要な事業であり、方式、金額も一般的感覚から妥当と考える。ただし、今後の受給者動向等を踏まえ、適宜、必要な見直し等を検討していく必要がある。</li> <li>・高校進学率90%以上となっている現状の中で、奨学金制度は生徒の進路保障の観点から必要である。「給付」か「貸与」か検討の余地はあるが、県の制度が貸与であることを考慮すると現行のままの給付でよいと考えられる。</li> </ul>					
対応方針					
<p>現行どおり事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・方式、金額については、今後も現行どおり実施していく。</li> <li>・支給金額は、今後、受給者数の増減、県内で同様の制度がある自治体との均衡、市の財政状況を踏まえた検討を適時行う。</li> <li>・今後も今までどおり給付などの事務処理については、十分な確認作業を行いながら迅速、的確な処理に努めるが、確認・給付管理を正確に行うために支給処理の専用ソフトウェアの導入を検討したい。</li> <li>・支給方法は、県の奨学金制度との違いで受給者がニーズに応じた選択ができる現行の「給付」型として継続する。</li> </ul>					

番号	5	事業名	公民館支援事業	所管課	市民活動推進課
事業概要	対象	自治公民館の新築・改築・改造等を希望する自治会、自治公民館用地、自治公民館長			
	目的	自治公民館新築等への補助、自治公民館用地の草刈業務、自治公民館活動研修会により自治公民館の整備・活動の促進を図り、市民活動や学習の推進及び活性化に寄与する。			
	事業内容 (手法・手段など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治公民館の整備促進を図るため、建設、増築、改築及びバリアフリーのための改造に対して一定の補助を行う。</li> <li>・自治公民館用地9箇所の草刈等管理業務を年2回実施する。</li> <li>・自治公民館活動研修会を年1回実施する。</li> </ul>			
評価結果	<b>要改善</b>				
評価コメント					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治活動の拠点としての施設整備そのものは必要だが、自治公民館単位での役割縮小の認識を受けて、修繕への補助制度創設等も視野に入れ、建築補助金については一旦廃止すべきである。</li> <li>・研修会については、類似する他事業と統合し、より効果的に実施すべきである。</li> <li>・自治公民館の活性化をコミュニティ運営協議会(公民館部会)と再協議する機会を設けてはどうか。</li> <li>・現に活用されていない公民館用地について、維持管理の手法や有効な活用方策について早急に関係自治会と協議すべきである。</li> <li>・自治公民館の集会所的機能は必要であるため、改修等は地元の希望に対して現状どおり対応すべきである。</li> </ul>					
対応方針					
<p>一部改善して事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館建設補助制度については、地元の要望を受け引き続き行っていく。</li> <li>・現在、活用されていない公民館用地については、地元自治会の意向を聴取の後、自治公民館建設がなされない場合は、普通財産へ移行し、利活用や売却も含めた検討を行っていく。</li> <li>・自治公民館活動の活性化は既にコミュニティ運営協議会(公民館部会長会議)やスポーツの推進等で行っているため、研修会は廃止する。</li> </ul>					

番号	6	事業名	学校給食施設更新事業	所管課	学校管理課
事業概要	対象	市内の小・中学校の児童・生徒			
	目的	市内の小・中学校での給食を安全・安心に提供する。			
	事業内容 (手法・手段など)	安全で安心な給食を提供するため、改正された新しい学校給食衛生管理基準に適合した施設へと計画的に改修するとともに、老朽化した調理器具等を計画的に買い替える。			
評価結果	現行どおり				
評価コメント					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器に支障が生じてから対応するのでは遅いので、現状の問題を各校ごとに調査する必要があり、そのための予算を拡充させることも検討する必要がある。</li> <li>・日常のメンテナンスの意識についてはできるだけ向上を図り、調理機器の長期間利用に努める必要がある。</li> <li>・子ども達においしく安全な給食を提供するために、調理器具等の耐用年数や消耗度合いを的確に把握し、計画的に備品を購入する必要がある。</li> <li>・設備面でも非常に食の安全に配慮されており、このまま高いレベルで基準を満たせるよう今後も現行の方針で実施するべきである。</li> <li>・各校配置の栄養士(市費も含め)は、自校式給食の内容の充実とともに、給食施設の日常的な点検業務も担っているので継続して配置すべきである。</li> </ul>					
対応方針					
<p>現行どおり事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食施設、設備、調理器具は経年劣化により、買換えや修理を要する状況が生じる。このため調理業務に支障が生じないように、調理器具等の定期的な点検及び状態の把握に努めるとともに、計画的な更新を行っていきたい。ただし、調理器具等は高額であり、安易な買換えではなく状態を十分見極め更新したい。</li> <li>・各学校の栄養士については、引き続き各学校に配置し、自校式給食業務に従事するとともに、調理器具等の日常点検に努めたい。</li> </ul>					

番号	7	事業名	教育振興事務	所管課	教育政策課
事業概要	対象	①宗像区小学校長会、宗像区中学校長会、②福岡県中学校放送視聴覚教育研究会負担金、③地島小校区漁村留学を育てる会、④芸術鑑賞事業実施小中学校、⑤渡船通学中学・高校生			
	目的	①宗像区(宗像市、福津市)内の小学校および中学校の現状と課題を共通認識し、校長としてその解決のために組織的、計画的に取り組むことで学校教育の充実・発展を目指す校長会の活動を支援する。②中学校での放送教育ならびに視聴覚教育に関する研究・改善・振興を目指す福岡県中学校放送視聴覚教育研究会の活動を支援する。③地島小学校に転入生(小学4年生以上)を受入れ、地域の児童とともに、漁村ならではの自然環境や地域の人たちとの温かい人情に触れ合う学校教育並びに社会活動を通じ、学校および地域の総合的な活性化を目指す地島校区漁村留学を育てる会の活動を支援する。④宗像市に拠点を置く九州管楽合奏団が市内の小中学校に出向き、児童生徒や地域の方々にプロの演奏する音楽を間近で体験してもらい、芸術を愛する心、豊かな情操を養い、活気に満ちた潤いのある学校生活を営むための環境づくりを行い教育内容の振興を図ることを目的に演奏会を企画する学校を支援する。⑤離島から渡船通学する中学生、高校生の保護者に対して通学費用を補助し教育の振興を図る。			
	事業内容 (手法・手段など)	①宗像区小学校長会、宗像区中学校長会の活動に対して福津市教育委員会と共に活動経費を負担金として支払う。②福岡県中学校放送視聴覚教育研究会の活動に対して活動経費を負担金として支払う。③地島校区漁村留学を育てる会の活動に対して活動経費を補助金として交付する。④市内に拠点を置く九州管楽合奏団の演奏会を行う小中学校に対して、その公演経費の一部を補助金として交付する。⑤大島、地島から渡船通学する中学生、高校生の保護者に対して渡船定期代金を補助金として交付する。			
評価結果	現行どおり				
評価コメント					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁村留学制度は、子どもを含め地島の活性化にとって重要な役割を果たしていると思うが、事業にかかる経費については精査すべきである。</li> <li>・漁村留学で実施している事業は、内容によってはコミュニティ活動や他の助成金での実施を検討してもよいと考えられる。</li> <li>・漁村留学は、留学生のその後のフォロー調査を行うべきである。</li> <li>・漁村留学については今後の児童数、留学希望者数の推移を見ながら、形式、意識付け、内容面で再検討を行う必要がある。</li> <li>・現場の教職員においては適切な経費削減の意識をより一層保持すべきである。</li> </ul>					
対応方針					
<p>現行どおり事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁村留学制度は、子どもを含め地島の活性化にとって重要な役割を果たしており、運営主体は、地域住民が自主的に運営する「地島校区漁村留学を育てる会」であるので、今後は、評価コメントにあるコミュニティ活動や観光振興施策との関連ができないかという視点を持ちながら事業を実施するとともに、経費についても市の離島振興策との関係を踏まえて検討していきたい。</li> <li>・留学生のその後のフォローについては、今年10月に地島漁村留学10周年記念行事が開催され、その中で卒業生が地島漁村留学を契機に海洋関係の職業に就いたことの報告があったが、こうした記念行事や漁村留学に根付いた人的ネットワークを通じて情報を収集しつつ、漁村留学の形式、意識付け、内容面等での再検討とあわせて「地島校区漁村留学を育てる会」と協議していきたい。</li> <li>・校長会や各種事業に対する補助金については、教育活動として意義ある活動のための補助金として継続しながらも、市の財政状況も踏まえた持続可能なものとなるよう、折にふれて教職員に周知し、経費節減の意識醸成を図る。</li> </ul>					

番号	8	事業名	人権教育事務	所管課	教育政策課
事業概要	対象	教職員及び児童生徒			
	目的	市内小・中学校等において、さまざまな人権問題を解消するために、人権・同和教育の研究と推進を図る。			
	事業内容 (手法・手段など)	学校、地域において、人権・同和教育についての内容・方法等の研究・実践。人権の視点を取り入れたPTA活動の実践報告会を開催する。教職員の人権教育の実践事例のレポートを取りまとめ、優れた取り組みは実践交流会にて発表を行う。地区の児童生徒の学力向上と仲間づくりを目的とした補充学級を実施する。			
評価結果	現行どおり				
評価コメント					
<p>・人権・同和教育は重要であるが、内容や手法について、例年同じような傾向にあるので事業目的を十分考慮して内容の見直し、検討が必要ではないか。</p> <p>・事業の目的の部分「様々な人権問題を解消するために」の部分と事業費の内訳との関係が不明確であるため、人権・同和の「同和」の部分に主眼をおいた事業費、事業計画にむしろ特化することも検討すべきではないか。</p> <p>・補充学級について、今後の方針などを地域とともに検討する機会を設けるべきである。</p> <p>・教職員の実践交流会については、人権以外の問題にも力を入れているように捉えられるため、内容をより人権・同和教育に特化して実施することも必要ではないか。また、参加した教師がその後の活動に本当にいきる内容で企画・実施すべきではないか。</p> <p>・近年様々な理由から学習習慣が身につかず低学力に陥る子どもが増えている現状を踏まえ、これにも対応しうる取り組みとして補充学級を改編する方向で今後検討してはどうか。</p>					
対応方針					
<p>現行どおり事業を実施する。</p> <p>・実践交流会については、毎年2～3割程度の教員の参加を得て実践発表会を実施しているが、レポートの提出は、全教員が提出しており、人権・同和教育について考える手法として実施している。また、この実践交流会は、福津市と宗像市、両市の代表校長・教職員で実行委員会を立ち上げ実施しているため、内容変更等についてはアンケート等に基づき検討したい。PTA活動における実践報告会についても毎年3～4校程度発表をいただいております。一巡した時期に内容等について検討したい。</p> <p>・補充学級については、現在放課後や長期休業中、地域で実施しているが、学校・地域の実情等を勘案し検討したい。</p>					

番号	9	事業名	総合型地域スポーツクラブ設立支援事業	所管課	市民活動推進課
事業概要	対象	南郷地区コミュニティ			
	目的	生涯にわたってスポーツを楽しむことができる新たな「場」を地域につくり、クラブハウスを拠点にして地域住民のスポーツ活動を支援しながら住民間のコミュニケーションを深めていく。南郷地区総合型地域スポーツクラブでは、「スポーツを楽しみながら地域の中で、子どもの体力づくりと大人の健康づくり・生きがいづくりに貢献すること」を理念にし、「地域住民がスポーツや文化活動に親しみ、いつでも、どこでも、だれもが、楽しく気軽にスポーツや文化活動ができる場や環境を築き、生きがいあるまちづくりに貢献すること」を目的にしている。			
	事業内容 (手法・手段など)	平成20年度に選定した総合型地域スポーツクラブの設立を目指すモデルコミュニティ(南郷地区)に対して、クラブの設立・運営支援を行う。3年間を目途に、当該コミュニティ事情に応じた総合型地域スポーツクラブ設立運営を目指す。			
評価結果	現行どおり				
評価コメント					
<p>・設立まで関係者の方が多くの努力をされ、事業の理念や南郷地区の方の運営の工夫については評価すべきである。ただし、今後本格的な実施に向けて、会員を増やすための課題は多いと考えられるので、地域の活性化につながり、喜ばれるような活動を充実させていく必要がある。</p> <p>・会員登録の増加及び社会体育団体の取り込みが今後の課題と考えられる。</p> <p>・今後は、クラブ側の運営状況のチェックを行うとともに、市体協、県体協から必要なアドバイスや人的支援を得ることができるよう、橋渡しの役割を行政が担う必要がある。</p> <p>・地域側からの要望に応じ、新地区での展開を図ることは必要と考えるが、南郷地区での実績を踏まえ、慎重に判断する必要がある。</p> <p>・今後、助成期間が終了したあとの事業維持や自立した運営がどうすれば可能か検討を行う必要がある。</p>					
対応方針					
<p>現行どおり事業を実施する。</p> <p>・南郷地区の総合型地域スポーツクラブには市からの委託料は、今後は、発生しないが、toto(スポーツ振興くじ)助成事業を受けるためのアドバイス、市体育協会、県体育協会との橋渡しなどの人的支援は今後も引き続き行っていく。</p> <p>・また、南郷地区の人口規模では、会員数獲得に限界があると思われるが、少年スポーツ団体の取り込みなどを積極的に行っていく、近隣地区の会員拡大も検討していくよう助言、指導を行っていく。</p> <p>・新地区での展開は、南の郷クラブの運営状況を見て、慎重に行っていく。</p>					

番号	10	事業名	学校運営事務	所管課	学校管理課
事業概要	対象	公立小中学校の運営			
	目的	市内小中学校が支障なく学校運営を行える環境を保持できることを目指す。			
	事業内容 (手法・手段など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地島小を除く小中学校へ学校事務補佐員を配置。</li> <li>・小中学校で使用する紙類の購入や光熱水費の支出。</li> <li>・ピアノ調律手数料の支出。</li> <li>・印刷機、FAXの保守、植栽管理、警備、消防設備、電気保安、エレベーター保守、学校用務員等の委託。</li> <li>・プレハブ校舎等の賃貸借。</li> <li>以上の契約支払業務</li> </ul>			
評価結果	現行どおり				
評価コメント					
<p>・小中学校がより良い環境の中で安全で充実した教育活動が展開できるように施設・設備を整えていく必要がある。また、経費の支払いにあたっては十分に検討した上で、効率の良い契約となるようにすべきである。</p> <p>・教室不足については、特別教室を普通教室化している学校も複数あるので、今後、中長期的な生徒数の増減の予想とともに計画的に取り組む必要がある。</p> <p>・用務員は学校現場でのニーズが高いと予想されるが、雇用形態の法的な検討を踏まえ、適切な雇用形態とすべきである。また、各校1人の配置についても、効率化の視点から見直しを検討してはどうか。</p> <p>・学校警備、防災設備等については、池田小学校での事件を教訓に危機管理の視点をいかして問題点を見出した上で検討する必要がある。</p> <p>・学校開放の際に生じる経費については、受益者負担を求めるよう、市民活動推進課等と協議すべきである。</p>					
対応方針					
<p>現行どおり事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気保安業務やエレベーター法定点検など教育施設以外と一括して入札を行い、経費削減に取り組んでいる。今後も他の施設でも実施しているような業務については、全庁的に一括して入札を実施するなど経費削減に努めたい。</li> <li>・用務員の1人複数校勤務については、実施することでどのような影響が考えられるか、どのような勤務形態が可能かなど学校とともに検討したい。</li> <li>・学校警備、防災設備については機械の正常な作動を保持するとともに、池田小学校での事件の教訓を学校個別の危機管理マニュアルに反映させているが、訓練の中で改めて問題点がないか検証したい。</li> <li>・学校開放による施設利用に際して、光熱水費などの費用が発生するが、その費用を誰がどのように負担するのかなどについて、改めて検討したい。</li> </ul>					

番号	11	事業名	学校施設管理事業	所管課	学校管理課
事業概要	対象	市内小中学校に通う児童生徒、教職員及び学校施設を使用する近隣住民等。			
	目的	学校施設の安全性の確保、施設機能の向上、快適な学習空間の創造を行い、誰もが安心できる学校施設づくりを推進する。			
	事業内容 (手法・手段など)	小中学校施設維持管理(修繕)、小中学校施設補修(小規模な工事)、小中学校施設改修(大幅に機能向上をする工事)の調査、設計及び施工を発注し、管理する。			
評価結果	現行どおり				
評価コメント					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育施設として市民からの要望が多様化している現状を踏まえ、対応を検討する必要がある。</li> <li>・学校施設の充実した学習環境整備のため、計画的に施設の補修、改修等を行い、安心できる教育施設づくりを行っていく必要がある。</li> <li>・事業規模は必要に応じ、増減するのはやむを得ないが、担当課も認識しているように中長期的視点でアセットマネジメントを的確に行い、事業費の平準化や効率化を強く意識していくべきである。</li> <li>・災害時避難施設としての機能が果たせるよう計画を策定し、実施する必要がある。</li> </ul>					
対応方針					
<p>現行どおり事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の学習環境の充実については、今後も計画的に実施していきたい。</li> <li>・学校施設は教育施設でありながら社会教育施設の機能を併せ持っているため、学校施設の改修の際には社会教育施設としての機能の向上も検討したい。</li> <li>・アセットマネジメントは全庁的に行われる予定であり、その中で事業費の平準化や効率化を検討したい。</li> <li>・一時的避難施設として、非構造部の耐震化を計画的に行い、併せて学校の特色を生かした避難施設に必要な設備設置を検討したい。</li> </ul>					

番号	12	事業名	学校情報化事業	所管課	教育政策課
事業概要	対象	主中学校児童生徒および教職員 宗像市小中学校ICT環境 ※ICT(Information and Communication Technology 情報通信技術)			
	目的	市内小中学校の情報教育環境の整備と教員のICT利活用促進による情報教育の実践を図る。			
	事業内容 (手法・手段など)	宗像市学校教育情報化推進委員会を開催し、宗像市学校教育情報化計画を策定。計画に基づく情報教育環境を整備する。 小中学校教職員および児童生徒が使用するパソコン機器の障害発生時における対策を行う。教職員の情報セキュリティ意識啓発を行い、校務事務データを適正に管理する。 小中学校におけるICT機器やソフトを効果的に活用した授業を促進するためICT教育支援を行う。 教育ネットワークシステム機器の保守、運用に関する事務			
評価結果	現行どおり				
評価コメント					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の教師のICT活用能力については、個人差が非常に大きい現状を踏まえ、レベルに応じた研修を実施する必要がある。</li> <li>・最先端の機械の導入は、手段であり、過信せずに、実施校や他の先進自治体の実践を評価する必要がある。</li> <li>・子どもたちにとってICT能力を身につけることは重要であるが、情報モラルに関する事件等も増加しているので保護者やPTAと連携・協働するなど、すべての学校で今後も十分な取り組みが必要である。</li> <li>・情報教育の整備・充実益々重要になってきている。ICT支援員による授業支援や職員研修をより積極的に行い充実した情報教育を展開していく必要がある。</li> <li>・グループウェアの導入効果の検証等については、今後の新たな計画策定に際して必要不可欠であるため、検証を的確に行う必要がある。また、使用料の更改に際しては、コストダウンの意識を強くもつ必要がある。</li> <li>・ICTに対する人間の能力向上には時間が必要と考える。上手に活用し、教師が子どもに向き合えるような時間をたくさん作っていくべきである。</li> </ul>					
対応方針					
<p>現行どおり事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT機器やソフトウェアの導入は、手段に過ぎず、整備を図ったICT環境を如何に子供の学力向上に繋げていけるかが喫緊の課題である。パソコン教室の稼働状況や学習支援ソフトのアクセス回数などから、現有の情報機器やソフトウェアなどでも未だ十分に活用しきれていない面もあるので、現有の資産のより一層の活用に努めていく。教員のICT活用能力の個人差も活用を進める上での大きな課題であり、その改善については指導主事やICT支援員による情報提供や研修で改善していきたい。</li> <li>・ICTに対する教員の能力向上には時間を要することは確かだが、ICT活用研修等で、効果的なICT機器の活用方法等について研究や情報交換を行って、教師が子どもに向き合える時間の作り方や、子供たちを情報モラルに関する事件から守る対策等の意識付けを行う。</li> <li>・情報教育の整備・充実重要な問題なので、電子黒板など児童生徒の学習意識を高めることに効果的な機器、ソフトウェアについては積極的な導入を図りたい。</li> <li>・情報機器の整備には多額の導入費用とその後の維持管理費用が生じることから、費用対効果の視点で、グループウェアに限らず現有資産の効果的な活用について適時検証を行い、必要な対策を行う。</li> </ul>					